

# 役員選出調整委員会運営要綱

## 〔目的〕

1. 本要綱は自治会規約第13条に基づき、役員選出調整委員会（以下委員会と呼ぶ）の運営を公正かつ円滑に行なうための基本的事項を定めることを目的とする。

## 〔委員会の構成〕

2. (1) 委員会は役員相互選により選出された5名の委員で構成される。  
(2) その選出方法は現役員中三役4名を除いた役員から5名を選出する。
3. 委員相互選により、委員会に、委員長1名、副委員長1名、幹事1名を置く。
4. 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。
5. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に支障ある時はその職務を代行する。
6. 幹事は委員会の開催、役員会との連携、その他委員会事務局としての業務を行なう。

## 〔委員会の業務〕

7. 委員会は次期役員選出にあたり、次の事を、全自治会員に通知しなければならない。
  - (1) 役職名・定員
  - (2) 受付期間
  - (3) 希望役職への届出方法
  - (4) 調整会議までの日程、その他

## 〔届出の受付〕

8. 全自治会員で役員を希望される方は、所定の様式「希望役職への届出」用紙に希望を記載し、委員会に提出する。

## 〔街区毎の届出〕

9. 適切な方法（例：互選・輪番制等）により、17の街区から各1名ずつ、街区の世係として街区担当員を選出していただく。  
街区担当員は、役員として参加できる場合に、希望役職を届け出るものとする。  
ここで17街区とは、別紙の地図で区分された街区をさす。

## 〔調整会議〕

10. (1) 希望者が各定員に対し過不足がある場合は、調整会議を開催する。  
(2) 委員会は、希望役職への割り振りに関して調整を行なう。  
(3) 希望者が定員以内の役職については、仮決定とする。  
(4) 定員に過不足のある役職については、適切な方法（例：話し合い、抽選等）で調整を行ない、役職への割り振りを行なう。  
(5) 役職に関しては兼務可能とするが、会長、副会長、会計、及び会計監査の間においては兼務不可とする。

## 〔調整結果の報告〕

11. 委員会は調整会議の結果を、自治会だより等で、全会員に報告するものとする。

[総会の承認]

- 1 2. 通常総会で、委員会委員は新役員選出の経過を報告し、総会の承認を得るものとする。

[委員会の解散]

- 1 3. 通常総会終了後、委員会は解散する。

[付則]

- 1 4. この要綱の施行に関して必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

注1. 平成11年4月4日の通常総会にて決定、平成11年4月4日より施行する。

注2 2023年12月25日 8, 9, 10項 改定

B 地区 藤沢自治会

街区区分

